

< 低入札価格調査制度の一部見直しについて >

市が発注する予定価格が 5,000 万円を超える建設工事の請負契約において、いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発展を阻害し、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底等につながりやすいと考えられることから、過度の低価格による受注防止し、公共工事の品質確保を図るため、平成 18 年 9 月 1 日以降発注される案件について、明確な失格基準を導入いたします。

見直しの内容

低入札価格調査対象工事の規模及び内容等により、失格基準価格を設定いたします。

従来の低入札価格調査制度では、調査基準価格を下回った場合には落札を「保留」し、契約の内容に適合した履行が可能かどうか最低価格入札者の調査を行うことになっておりましたが、調査基準価格の下に「失格基準価格」を設けることにより、この価格を下回った場合には低入札価格調査を行うことなく、最低価格入札者を「失格」にするというものであります。

低入札価格調査を行うものは、失格基準価格以上調査基準価格未満の入札者のうち、下記の条件を全て満たした最低価格入札者が対象となります。

失格基準価格の設定方法（別紙「低入札価格調査フロー図」参照）

【一次判定】

最低価格が低入札調査基準価格を下回った場合、落札の決定を保留し、まず、一次判定を実施します。

この一次判定では、下位 5 者（入札者が 5 者未満のときは当該入札者）の入札価格の平均値に 100 分の 85 を乗じて得た額（千円未満切捨て）を失格値とし、当該最低価格が失格値を下回った場合には、以後の低入札価格調査を行うことなく、当該最低価格入札者を失格とします。

【二次判定】

一次判定の結果、最低価格が、失格値以上の場合には、二次判定を実施します。

この二次判定では、次の二項目の数値的判断基準を一つでも満たさなければ、当該最低価格入札者を失格とし、両項目とも満たしていれば、調査書類の提出を求め低入札価格調査を実施します。

当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計における直接工事費の70%以上であること。

当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費の総額）が、市の設計における諸経費の45%以上であること。

失格基準価格を設定した場合の低入札価格調査フロー

